

知って安心
あなたの

国民年金

加入について知ろう

20歳以上60歳未満の方は全員加入

あなたの加入する国民年金は		手続きをする ところ	保険料の納め方
国民年金 基礎年金	第1号被保険者	自営業、自由業、農林漁業、学生、無職等の(会社を退職した)方	市民サービス課 年金係
	第2号被保険者	厚生年金(会社員)や共済組合(公務員)に加入している方	勤務先
	第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている年収130万円未満の配偶者	第2号被保険者の勤務先

大半の方は、会社に勤めているときは厚生年金保険の適用を受けていますが、会社を退職(失業)すると国民年金の第1号被保険者になります。

第1号被保険者になる方は、年金手帳、印鑑、雇用保険受給資格者証(離職票)などを持参し、届け出をしてください。

これまで第3号被保険者だった方が、

- ▶第2号被保険者が会社を退職したときや65歳になったとき
 - ▶年収が130万円以上になるなど、第2号被保険者の被扶養者に該当しなくなったとき
- は、国民年金の第1号被保険者となりますので、届け出が必要です。

免除について知ろう

免除を受けるには申請が必要

どんな人に	どんな制度が	内容は	申請に必要な物
所得の少ない方	保険料免除 (一般免除・特例免除)	前年(または前々年)所得が一定額以下の方は、所得に応じて全額免除、4分の1納付、半額納付、4分の3納付となります 退職(失業)などにより、現在収入のない方は、特例免除が認められる場合があります	年金手帳、 印鑑、 雇用保険受給資格者証(離職票)など
30歳未満で納付が困難な方	若年者納付猶予	就職が困難などの理由により、所得が少なく納付困難な方は、保険料の納付が猶予されます ただし、猶予を受けた期間は年金を受給するための資格期間に参入されますが、受け取る年金額には反映されませんので追納(後払い)制度により納めましょう	年金手帳、 印鑑、 学生証など
学生で納付が困難な方	学生納付特例	前年所得が118万円以下なら、保険料納付が猶予され、社会人になってから納めることができます 今年度承認を受けた方で、翌年度も同じ学校に在学している方には、ハガキの申請書が送付されます。必要事項を記入し返送することで手続きが完了します	年金手帳、 印鑑、 学生証など

免除の判定基準

	本人の前年所得	配偶者の前年所得	世帯主の前年所得
一般免除			
特例免除	審査対象外		
若年者納付猶予			
学生納付特例			

申請・問合せ先 市民サービス課または岩見沢社会保険事務所(9西3) ☎22局5804